

# 風俗営業等の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和2.12.25 京都府警察本部訓令第25号]

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 受理手続（第2条）
- 第3章 風俗営業の許可（第3条－第7条）
- 第4章 風俗営業の相続（第8条－第11条）
- 第5章 風俗営業者たる法人の合併（第12条・第13条）
- 第6章 風俗営業者たる法人の分割（第14条・第15条）
- 第7章 風俗営業の営業所の構造及び設備の変更（第16条－第21条）
- 第8章 特例風俗営業者の認定（第22条－第26条）
- 第9章 遊技機の認定、検定及び変更（第27条－第39条）
- 第10章 管理者講習（第40条）
- 第11章 性風俗関連特殊営業の届出（第41条－第67条）
- 第12章 特定遊興飲食店営業の許可等（第68条）
- 第13章 深夜における酒類提供飲食店営業の届出（第69条・第70条）
- 第14章 同時申請等の処理（第71条・第72条）
- 第15章 風俗営業者等に対する報告の要求及び立入り（第73条－第75条）
- 第16章 行政処分等（第76条－第80条）
- 第17章 雑則（第81条－第86条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年京都府条例第2号）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 受理手続

#### （受理事務）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる申請書の提出を受けたときは、申請書の提出を受けたことを生活安全企画課長に連絡し、受理番号の通知を受け、受理年月日及び受理番号を申請書に記載しなければならない。

(1) 法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書

- (2) 法第9条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更承認申請書
  - (3) 法第10条の2第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定申請書
  - (4) 法第20条第2項の規定による認定申請書
- 2 生活安全企画課長は、署長から、前項第1号、第2号及び第3号の申請書の提出を受けた旨の連絡を受けたときは風俗営業等関係申請書受理番号簿（別記様式第1）に、同項第4号の申請書の提出を受けた旨の連絡を受けたときは遊技機認定申請書受理番号簿（別記様式第2）に受理年月日等必要な事項を記録し、受理番号を署長に通知しなければならない。
- 3 署長は、次に掲げる申請書又は届出書の提出を受けたときは、風俗営業等関係申請（届出）書受理番号簿（別記様式第3）に受理番号等必要な事項を記録して、受理年月日及び受理番号を申請書又は届出書に記入しなければならない。
- (1) 法第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証再交付申請書
  - (2) 法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請書
  - (3) 法第7条第5項（法第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第31条の23において準用する場合を含む。）及び第9条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証書換え申請書
  - (4) 法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による合併承認申請書
  - (5) 法第7条の3第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による分割承認申請書
  - (6) 法第9条第3項第1号、第2号（法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）及び第9条第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更届出書
  - (7) 法第10条第1項、第3項、第10条の2第7項及び第9項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納理由書
  - (8) 法第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証再交付申請書
  - (9) 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定による変更承認申請書
  - (10) 法第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書
  - (11) 法第27条第2項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第2項の規定による廃止届出書
  - (12) 法第27条第2項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第2項の規定による変更届出書
  - (13) 規則第45条（規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書再交付申請書
  - (14) 法第31条第2項及び第3項（法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに法第31条の16第2項及び第3項の規定による標章除去申請書

- (15) 法第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書
  - (16) 法第31条の2第2項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止届出書
  - (17) 法第31条の2第2項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更届出書
  - (18) 法第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書
  - (19) 法第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書
  - (20) 法第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書
  - (21) 法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書
- 4 生活安全企画課長は、法第20条第4項の規定による検定申請書の提出を受けたときは、遊技機検定申請書受理番号簿（別記様式第4）に受理番号等必要な事項を記録して、受理年月日及び受理番号を検定申請書に記載しなければならない。
- 5 生活安全企画課長は、次に掲げる申請書又は届出書の提出を受けたときは、確認番号簿（別記様式第5）に受理番号等必要な事項を記録して、受理年月日及び受理番号を申請書又は届出書に記載しなければならない。
- (1) 遊技機規則第7条の2第2項の規定による確認申請書
  - (2) 遊技機規則第7条の2第4項の規定による変更届出書
  - (3) 遊技機規則第7条の2第5項の規定による廃止届出書

### 第3章 風俗営業の許可

#### （第1号営業等の許可）

- 第3条 署長は、法第5条第1項に規定する許可申請書（規則別記様式第1号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。
- (1) 申請書及び府令第1条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。
  - (2) 法第4条に規定する許可の基準に該当していないか。
  - (3) 法第11条に規定する名義貸しをするおそれはないか。
  - (4) 法第12条から第20条第1項の規定に抵触しないか。
- 2 署長は、前項に規定する許可申請書のうち、法第2条第1項第1号から第3号まで及び第4号（まあじやん屋に限る。）に規定する風俗営業（以下「第1号営業等」という。）に係る申請について、前項の調査の結果、許可しても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に許可することを連絡し、許可番号の通知を受け、許可申請書に許可年月日及び許可番号を記載し、風俗営業許可台帳（別記様式第6。以下この章から第9章までにおいて「許可台帳」という。）に登録するとともに、法第5条第2項に規定する許可証（規則別記様式第3号。以下この章から第7章までにおいて「許可証」という。）を作成して、速やかに、申請者に許可したことを通知し、許可証を交付しなければならない。
- 3 前項の場合において、当該許可申請書に記載された管理者が法第24条第2項各号のいずれにも該当しないものと認めるときは、規則第10条第3項に規定する風俗営業管理者証（規則別記様式第4号。以下この章及び第7章において「管理者証」という。）を作成して、申請者に交付しなければならない。
- 4 署長は、第1項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付

しなければならない。

- 5 署長は、第1号営業等に係る申請について、第1項の調査の結果、許可することについて疑義がある場合又は不許可とすべき理由がある場合は、調査結果及び意見又は不許可とすべき理由を風俗営業許可（承認）申請進達書（別記様式第7。以下この章から第7章まで及び第9章において「許可申請進達書」という。）に記載し、許可申請進達書に許可申請書を添付して、警察本部長（以下「本部長」という。）に進達（生活安全企画課長経由。第31条第5項を除き、以下同じ。）しなければならない。
- 6 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた第1号営業等に係る申請について、許可があつたときは、許可申請書に許可年月日及び許可番号を記載し、許可証を作成するとともに、第3項の規定に準じて管理者証を作成して、許可申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。
- 7 署長は、前項の許可証、管理者証及び許可申請書の送付を受けたときは、許可台帳に登録するとともに、速やかに、申請者に許可があつたことを通知し、許可証及び管理者証を交付しなければならない。この場合において、署長は、第4項の規定に準じて許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。
- 8 署長は、第2項、第3項及び前項の許可証及び管理者証を交付するときは、風俗営業許可証等交付簿（別記様式第8）に必要事項を記載し、申請者に署名等を求めなければならない。

（第1号営業等以外の許可）

第4条 署長は、前条第1項に規定する許可申請書のうち、第1号営業等以外に係る申請については、同項の調査結果及び意見を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に許可申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。この場合において、署長は、許可に法第3条第2項に規定する条件を付与する必要があると認めるときは、許可申請進達書に付与すべき条件及び理由を記載しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた第1号営業等以外に係る申請について、許可があつたときは、許可申請書に許可年月日及び許可番号を記載し、許可証を作成するとともに、前条第3項の規定に準じて管理者証を作成して、許可申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。
- 3 署長は、前項の許可証、管理者証及び許可申請書の送付を受けたときは、許可台帳に登録するとともに、速やかに、申請者に許可があつたことを通知し、前条第8項の規定に準じて許可証及び管理者証を交付しなければならない。この場合において、署長は、前条第4項の規定に準じて許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（条件の変更等）

第5条 署長は、風俗営業の許可に新たに条件を付与又は変更する必要を認めたときは、必要とする条件又は変更を必要とする条件及び理由を本部長に報告（生活安全企画課長経由。第37条第1項を除き、以下同じ。）しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の報告を受けた風俗営業について、新たに条件の付与又は変更があつたときは、許可条件変更通知書（別記様式第9）を作成して、当該風俗営業の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。
- 3 署長は、前項の許可条件変更通知書の送付を受けたときは、当該風俗営業に係る許可台帳に条件を登録又は整理して、速やかに、当該風俗営業者に条件の付与又は変更があつたことを通

知し、許可条件変更通知書を交付するとともに、許可証の条件を変更しなければならない。

4 署長は、前項の規定による許可条件変更通知書を交付したときは、当該風俗営業者から受領書（別記様式第10）を徴し、受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

（不許可通知書の交付）

第6条 生活安全企画課長は、第3条第5項及び第4条第1項の進達を受けた許可申請について、許可がなかったときは、許可申請書に許可がなかったことを記載し、規則第11条の規定による風俗営業不許可（不承認）通知書（別記様式第11）を作成し、許可申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の風俗営業不許可（不承認）通知書及び許可申請書の送付を受けたときは、速やかに、申請者に許可がなかったことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可（不承認）通知書を交付しなければならない。

（許可証の再交付申請）

第7条 署長は、法第5条第4項の規定による許可証再交付申請書（規則別記様式第5号）の提出を受けたときは、許可証再交付申請書に再交付年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、新たに許可証を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

#### 第4章 風俗営業の相続

（相続の承認）

第8条 署長は、法第7条第1項の規定による相続承認申請書（規則別記様式第6号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 申請書及び規則第13条第2項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 法第4条第1項に規定する基準に該当していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、相続の承認をしても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に相続の承認をすることを連絡し承認通知番号の通知を受け、相続承認申請書に承認年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、規則第16条第1項の規定による風俗営業承認通知書（別記様式第12）を作成して、速やかに、申請者に相続の承認をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 署長は、第1項の調査の結果、相続の承認について疑義がある場合又は不承認とすべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不承認とすべき理由を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に相続承認申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた相続の申請について相続の承認があつたときは、相続承認申請書に相続承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成し、相続承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

6 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び相続承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に相続の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

(相続不承認通知書の交付)

第9条 生活安全企画課長は、前条第4項の進達があつた相続承認申請について、相続の承認がなかつたときは、相続承認申請書に相続の承認がなかつたことを記載するとともに、規則第16条第2項の規定による風俗営業不許可(不承認)通知書を作成し、相続承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の風俗営業不許可(不承認)通知書及び相続承認申請書の送付を受けたときは許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に相続の承認がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可(不承認)通知書を交付しなければならない。

(許可証の書換え申請)

第10条 署長は、法第7条第5項(法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証書換え申請書(規則別記様式第9号)の提出を受けたときは、許可証書換え申請書に書換え年月日を記載して、許可台帳を整理するとともに、新たに許可証を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(許可証返納書)

第11条 署長は、法第7条第6項の規定による許可証の返納を受けたときは、相続の承認を申請をした相続人から、許可証返納書(別記様式第13)の提出を受けなければならない。

2 署長は、前項の許可証返納書の提出を受けたときは、当該返納に係る風俗営業の許可台帳を整理するとともに、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

## 第5章 風俗営業者たる法人の合併

(合併の承認)

第12条 署長は、法第7条の2第1項の規定による合併承認申請書(規則別記様式第7号)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 申請書及び規則第14条第3項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 法第4条第1項に規定する基準に該当していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、合併の承認をしても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に合併の承認をすることを連絡し承認通知番号の通知を受け、合併承認申請書に承認年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、規則第16条第1項の規定による風俗営業承認通知書を作成し、速やかに、申請者に合併の承認をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 署長は、第1項の調査の結果、合併の承認について疑義がある場合又は不承認とするべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不承認とするべき理由を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に合併承認申請書を添付して本部長に進達しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた合併の申請について、合併の承認があつたときは、合併承認申請書に合併承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成し、合併

承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 6 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び合併承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に合併の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

(合併不承認通知書の交付)

第13条 生活安全企画課長は、前条第4項の進達を受けた合併承認申請について、合併の承認がなかつたときは、合併承認申請書に合併の承認がなかつたことを記載するとともに、規則第16条第2項の規定による風俗営業不許可（不承認）通知書を作成し、合併承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の風俗営業不許可（不承認）通知書及び合併承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に合併の承認がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可（不承認）通知書を交付しなければならない。

## 第6章 風俗営業者たる法人の分割

(分割の承認)

第14条 署長は、法第7条の3第1項の規定による分割承認申請書（規則別記様式第8号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 申請書及び規則第15条第3項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

- (2) 法第4条第1項に規定する基準に該当していないか。

- 2 署長は、前項の調査の結果、分割の承認をしても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に分割の承認をすることを連絡し承認通知番号の通知を受け、分割承認申請書に承認年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、規則第16条第1項の規定による風俗営業承認通知書を作成し、速やかに、申請書に分割の承認をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

- 3 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 4 署長は、第1項の調査の結果、分割の承認について疑義がある場合又は不承認とするべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不承認とするべき理由を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に分割承認申請書を添付して本部長に進達しなければならない。

- 5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた分割の申請について、分割の承認があつたときは、分割承認申請書に分割承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成し、分割承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 6 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び分割承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に分割の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

(分割不承認通知書の交付)

第15条 生活安全企画課長は、前条第4項の進達を受けた分割承認申請について、分割の承認がなかつたときは、分割承認申請書に分割の承認がなかつたことを記載するとともに、規則第16条第2項の規定による風俗営業不許可（不承認）通知書を作成し、分割承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の風俗営業不許可（不承認）通知書及び分割承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に分割の承認がなかったことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可（不承認）通知書を交付しなければならない。

#### 第7章 風俗営業の営業所の構造及び設備の変更

##### （第1号営業等の構造及び設備の変更承認）

第16条 署長は、法第9条第1項の規定による変更承認申請書（規則別記様式第10号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 申請書及び規則第19条第2項に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。
- (2) 法第4条第2項第1号に規定する基準に適合するか。

- 2 署長は、前項に規定する変更承認申請書のうち第1号営業等に係る申請について、前項の調査の結果、変更の承認をしても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に変更の承認をすることを連絡し承認通知番号の通知を受け、変更承認申請書に変更承認年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、規則第22条において準用する規則第16条第1項の規定による風俗営業承認通知書を作成して、速やかに、申請者に変更の承認をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

- 3 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

- 4 署長は、第1項に規定する変更承認申請のうち第1号営業等に係る申請について、同項の調査の結果、変更の承認について疑義がある場合又は不承認とするべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不承認とするべき理由を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に変更承認申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。

- 5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた第1号営業等に係る申請について、変更の承認があつたときは、変更承認申請書に変更承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成し、変更承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 6 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び変更承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に変更の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

##### （第1号営業等以外の構造及び設備の変更承認）

第17条 署長は、前条第1項に規定する変更承認申請書のうち第1号営業等以外に係る申請について、同項の調査結果及び意見を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に変更承認申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた変更承認申請について、変更の承認があつたときは、変更承認申請書に変更承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成して、変更承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 3 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び変更承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に変更の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

##### （変更不承認通知書の交付）

第18条 生活安全企画課長は、第16条第4項及び前条第1項の進達を受けた申請について、変更

の承認がなかつたときは、変更承認申請書に変更の承認がなかつたことを記載するとともに、規則第22条において準用する規則第16条第2項の規定による風俗営業不許可（不承認）通知書を作成し、変更承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の風俗営業不許可（不承認）通知書及び変更承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に変更の承認がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可（不承認）通知書を交付しなければならない。

（変更届出書）

第19条 署長は、法第9条第3項第1号及び第2号（法第20条第10項において準用する場合を含む。）並びに第9条第5項の規定による変更届出書（規則別記様式第11号）の提出を受けたときは、許可台帳を整理しなければならない。この場合において、当該変更届出書の内容が、法第5条第1項第2号に掲げる事項又は同項第5号に掲げる事項（管理者を変更したものであるときは、変更後の管理者が法第24条第2項各号のいずれにも該当しないものと認める場合に限る。）の変更であるときは、当該変更前の事項の記載された管理者証の提出を受け、速やかに、管理者証を新たに又は書き換えて交付しなければならない。

- 2 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（許可証の書換え申請）

第20条 署長は、法第9条第4項の規定による許可証書換え申請書の提出を受けたときは、許可証書換え申請書に書換え年月日を記載して、許可台帳を整理するとともに、新たに許可証を作成して、第3条第8項の規定に準じて許可証を交付しなければならない。

- 2 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（返納理由書）

第21条 署長は、法第10条第1項及び第3項並びに第10条の2第7項及び第9項の規定による返納理由書（規則別記様式第12号）の提出を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

## 第8章 特例風俗営業者の認定

（第1号営業等の認定）

第22条 署長は、法第10条の2第2項の規定による認定申請書（規則別記様式第13号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 申請書及び府令第5条に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載事項は事実と相違ないか。
- (2) 法第10条の2第1項に規定する認定の要件に該当しているか。

- 2 署長は、前項に規定する認定申請書のうち第1号営業等に係る申請について、前項の調査の結果、認定しても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に認定をすることを連絡し認定番号の通知を受け、認定申請書に認定年月日及び認定番号を記載し、許可台帳に登録するとともに、法第10条の2第3項に規定する認定証（規則別記様式第14号。以下この章において「認定証」という。）を作成して、速やかに、申請者に認定をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて認定証を交付しなければならない。

- 3 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付し

なければならない。

- 4 署長は、第1号営業等に係る申請について、第1項の調査の結果、認定をすることについて疑義がある場合又は不認定とすべき理由がある場合は、調査結果及び意見又は不認定とすべき理由を特例風俗営業者認定申請進達書（別記様式第14。以下この章において「認定申請進達書」という。）に記載し、認定申請進達書に認定申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。
- 5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた第1号営業等に係る申請について認定があつたときは、認定申請書に認定年月日及び認定番号を記載するとともに、認定証を作成して、認定申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。
- 6 署長は、前項の認定証及び認定申請書の送付を受けたときは、許可台帳に登録するとともに、速やかに、申請者に認定があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて認定証を交付しなければならない。

（第1号営業等以外の認定）

第23条 署長は、前条第1項に規定する認定申請書のうち、第1号営業等以外に係る申請については、同項の調査結果及び意見を認定申請進達書に記載し、認定申請進達書に認定申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた第1号営業等以外に係る認定の申請については、認定があつたときは、認定申請書に認定年月日及び認定番号を記載するとともに、認定証を作成して、認定申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。
- 3 署長は、前項の認定証及び認定申請書の送付を受けたときは、許可台帳に登録するとともに、速やかに、申請者に認定があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて認定証を交付しなければならない。

（不認定通知書の交付）

第24条 生活安全企画課長は、第22条第4項及び前条第1項の進達を受けた認定申請について、認定がなかつたときは、認定申請書に認定がなかつたことを記載するとともに、規則第26条第3項において準用する規則第11条の規定による特例風俗営業者不認定通知書（別記様式第15）を作成し、認定申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の特例風俗営業者不認定通知書及び認定申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に認定がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて特例風俗営業者不認定通知書を交付しなければならない。

（認定証の再交付申請）

第25条 署長は、法第10条の2第5項の規定による認定証再交付申請書（規則別記様式第15号）の提出を受けたときは、認定証再交付申請書に再交付年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、新たに認定証を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

- 2 署長は、前項の処理をしたときは、許可台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（特例風俗営業者の認定の取消し）

第26条 署長は、特例風俗営業者の認定の取消しを必要と認めるときは、取消しを必要とする理由を本部長に報告しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の報告を受けた特例風俗営業者の認定について取消しがあつたときは、特例風俗営業者認定取消通知書（別記様式第16）を作成して、特例風俗営業者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。
- 3 署長は、前項の特例風俗営業者認定取消通知書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、特例風俗営業者に認定の取消しがあつたことを通知して、特例風俗営業者認定取消通知書を交付するとともに、営業者から受領書を徴し、受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

#### 第9章 遊技機の認定、検定及び変更

##### （遊技機の認定申請）

第27条 署長は、法第20条第2項の規定による認定申請書（遊技機規則別記様式第1号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 申請書及び遊技機規則第1条第3項に規定する書類は、所定の要件を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。
  - (2) 遊技機は、法第4条第4項に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準に該当しないか。
- 2 署長は、認定申請書又は認定申請書の添付書類の軽微な不備について、遊技機規則第1条の2の規定により認定申請書を提出した者に対して補正を求めるときは、認定申請補正要求書（別記様式第17）により行わなければならない。
  - 3 署長は、第1項の調査の結果及び意見を遊技機認定申請進達書（別記様式第18）に記載し、遊技機認定申請進達書に認定申請書の正本を添付して、本部長に進達しなければならない。

##### （遊技機の認定通知書の交付）

第28条 生活安全企画課長は、前条第3項の進達を受けた遊技機認定に係る申請について、認定があつたときは、認定申請書の正本に認定年月日及び認定番号を記載し、遊技機認定台帳（別記様式第19）に登録するとともに、認定通知書（遊技機規則別記様式第6号）を作成して、認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の認定通知書の送付を受けたときは、認定申請書の副本に認定年月日及び認定番号を記載し、遊技機認定台帳に登録するとともに、速やかに、申請者に認定があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて認定通知書を交付しなければならない。

##### （遊技機の不認定通知書の交付）

第29条 生活安全企画課長は、第25条第3項の進達を受けた遊技機認定の申請について、認定がなかつたときは、認定申請書の正本に認定がなかつたことを記載するとともに、不認定通知書（遊技機規則別記様式第7号）を作成し、認定申請書を進達した署長に送付しなければならない。

- 2 署長は、前項の不認定通知書の送付を受けたときは、認定申請書の副本に認定がなかつたことを記載するとともに、速やかに、申請者に認定がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて不認定通知書を交付しなければならない。

##### （遊技機の認定の取消し）

第30条 署長は、遊技機の認定の取消しを必要と認めたときは、取消しを必要とする理由を本部長に報告しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、前項の報告を受けたときは、遊技機規則第5条第2項の規定による弁

明通知書（別記様式第20）を作成して、前項の報告に係る遊技機を設置する営業所を管轄する署長に弁明通知書を送付しなければならない。

- 3 署長は、前項の弁明通知書の送付を受けたときは、速やかに、第1項の報告に係る遊技機の認定を受けた者に弁明通知書を交付するとともに、受領書を徴し、受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。
- 4 生活安全企画課長は、認定の取消しがあつたときは、遊技機認定台帳を整理するとともに、認定取消通知書（遊技機規則別記様式第8号）を作成し、認定の取消しがあつた遊技機を設置する営業所を管轄する署長に認定取消通知書を送付しなければならない。
- 5 署長は、前項の認定取消通知書の送付を受けたときは、遊技機認定台帳を整理するとともに、速やかに、認定取消しに係る遊技機の認定を受けた者に認定の取消しがあつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて認定取消通知書を交付しなければならない。

（検定申請）

第31条 生活安全企画課長は、法第20条第4項の規定による遊技機の検定申請書（遊技機規則別記様式第9号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 申請書及び遊技機規則第7条第2項に規定する書類は、所定の要件を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。
  - (2) 遊技機は、法第20条第3項に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格（以下「技術上の規格」という。）に適合しているか。
- 2 生活安全企画課長は、検定申請書又は検定申請書の添付書類の軽微な不備について、遊技機規則第7条の3の規定により検定申請書を提出した者に対して補正を求めるときは、検定申請補正要求書（別記様式第21）により行わなければならない。
  - 3 生活安全企画課長は、第1項の検定申請を受けた遊技機に係る検定申請書及び遊技機規則第7条第2項第5号の書類による審査のみによつては判断することができないと認めるときは、再試験命令書（遊技機規則別記様式第15号）により指定試験機関に再試験を命じなければならない。
  - 4 生活安全企画課長は、第1項の検定申請について、技術上の規格に適合している旨の検定を行つたときは、検定申請書に検定年月日及び検定番号を記載し、遊技機検定台帳（別記様式第22）に登録するとともに、遊技機規則第9条第1項の規定により、検定通知書（甲）（遊技機規則別記様式第16号）を作成し、速やかに、申請者に通知するとともに、第3条第8項の規定に準じて検定通知書（甲）を交付しなければならない。
  - 5 生活安全企画課長は、第1項の検定申請に係る遊技機について、遊技機が技術上の規格に適合しない旨の検定を行うべき理由があると認めるときは、その理由及び意見を遊技機検定申請進達書（別記様式第23）に記載するとともに、遊技機検定申請進達書に検定申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。
  - 6 生活安全企画課長は、前項の進達をした遊技機について技術上の規格に適合していると認める検定があつたときは、第4項の規定に準じて、申請者に検定通知書（甲）を交付しなければならない。
  - 7 生活安全企画課長は、第4項又は前項の検定があつたときは、検定があつた遊技機に係る申請者の氏名又は名称、遊技機の名称、型式名及び検定番号を遊技機規則第9条第4項の規定により公示しなければならない。

(技術上の規格に適合していない場合の検定通知)

第32条 生活安全企画課長は、前条第5項の進達をした遊技機が検定について、技術上の規格に適合していないと認める検定の決定があつたときは、検定申請書に技術上の規格に適合していないと認める検定の決定があつたことを記載するとともに、検定通知書(乙)(遊技機規則別記様式第17号)を作成し、速やかに、申請者に技術上の規格に適合していないと認める検定の決定があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて検定通知書(乙)を交付しなければならない。

(遊技機製造業者の確認申請)

第33条 生活安全企画課長は、遊技機規則第7条の2第2項の規定により、確認申請書(遊技機規則別記様式第10号)の提出を受けたときは、確認申請書及び遊技機規則第7条第2項第3号に規定する書類が所定の要件を具備し、その記載内容が事実と相違ないかについて調査をしなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の確認申請について、確認を行つたときは、確認番号簿に登録するとともに、確認証明書(遊技機規則別記様式第11号)を作成し、速やかに、第3条第8項の規定に準じて、申請者に確認証明書を交付しなければならない。

(確認の取消し)

第34条 生活安全企画課長は、確認の取消しがあつたときは、確認取消通知書(遊技機規則別記様式第14号)を作成し、速やかに、確認を受けた者に通知するとともに、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

(検定を受けた者に対する報告の要求)

第35条 生活安全企画課長は、遊技機規則第11条第2項第4号の規定による検定を受けた者に対して報告を求めるときは、報告請求書(遊技機規則別記様式第18号)により行わなければならない。

(検定を行う警察職員の指定)

第36条 生活安全企画課長は、所属警察職員の中から遊技機規則第11条第2項第5号の規定による検査を行う者を指定するとともに、指定した警察職員に対し、証明書(遊技機規則別記様式第20号)を発給しておかななければならない。

2 前項の検査を行う警察職員は、前項の証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(検定の取消し)

第37条 生活安全企画課長は、遊技機の検定の取消しを必要と認めたときは、取消しを必要とする理由を本部長に報告するとともに、遊技機規則第11条第3項の規定による弁明通知書を作成し、速やかに報告に係る遊技機の検定を受けた者に弁明通知書を交付するとともに、受領書を徴しなければならない。

2 生活安全企画課長は、検定の取消しがあつたときは、検定取消通知書(遊技機規則別記様式第19号)を作成し、速やかに、検定を受けた者に通知するとともに、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の検定の取消しがあつたときは、検定取消しに係る遊技機検定を受けた者の氏名又は名称、遊技機の名称、型式名及び検定番号を遊技機規則第11条第4項の規定により公示しなければならない。

(遊技機の変更承認)

第38条 署長は、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定による遊技機の増設、交替その他の変更に係る変更承認申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 申請書及び規則第19条第2項に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 遊技機は、法第3条第2項の規定により公安委員会が付した条件に適合しているか。

(3) 遊技機は、法第4条第4項に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準に該当しないか。

2 署長は、前項の調査の結果、変更の承認をしても支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に変更の承認をすることを連絡し承認通知番号の通知を受け、変更承認申請書に承認年月日を記載し、許可台帳を整理するとともに、規則第22条において準用する規則第16条第1項の規定による風俗営業承認通知書を作成して、速やかに、申請者に変更の承認をしたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

3 署長は、第1項の調査の結果、変更の承認について疑義がある場合又は不承認とすべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不承認とすべき理由を許可申請進達書に記載し、許可申請進達書に変更承認申請書を添付して、本部長に進達しなければならない。

4 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた変更の承認について、変更の承認があつたときは、変更承認申請書に変更承認年月日を記載するとともに、風俗営業承認通知書を作成し、変更承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

5 署長は、前項の風俗営業承認通知書及び変更承認申請書の送付を受けたときは、許可台帳を整理するとともに、速やかに、申請者に変更の承認があつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業承認通知書を交付しなければならない。

(変更不承認通知書の交付)

第39条 生活安全企画課長は、前条第3項の進達を受けた変更承認申請について、変更の承認がなかつたときは、変更承認申請書に変更の承認がなかつたことを記載するとともに、規則第22条において準用する規則第16条第2項の規定による風俗営業不許可（不承認）通知書を作成し、変更承認申請書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の風俗営業不許可（不承認）通知書及び変更承認申請書の送付を受けたときは、速やかに、申請者に変更の承認がなかつたことを通知し、第3条第8項の規定に準じて風俗営業不許可（不承認）通知書を交付しなければならない。

## 第10章 管理者講習

(管理者講習を受講させることができない旨の申出の受理)

第40条 署長は、規則第40条第2項（規則第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の提出を受けたときは、受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を講習開催日の1週間前までに生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の送付を受けたときは、管理者講習関係台帳（別記様式第24）を整理しなければならない。

## 第11章 性風俗関連特殊営業の届出

(店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書)

第41条 署長は、法第27条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（規則別記様式第17号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 届出書及び府令第9条第1号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 届出書に係る営業所は、法第28条第1項又は第2項に規定する営業禁止区域に所在していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、生活安全企画課長に届出確認書を交付することを連絡し、届出確認書交付番号の通知を受け、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書に当該通知を受けた年月日及び届出確認書交付番号を記載し、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書台帳（別記様式第25）に登録するとともに、規則第44条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書（規則別記様式第21号）を作成して、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 署長は、第1項の調査の結果、届出確認書を交付することについて疑義がある場合又は不交付とすべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不交付とすべき理由を性風俗関連特殊営業届出進達書（別記様式第26。以下「届出進達書」という。）に記載し、届出進達書に店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書を添付して、本部長に進達しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定があつたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書に当該決定の年月日及び届出確認書交付番号を記載し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

6 署長は、前項の店舗型性風俗特殊営業届出確認書及び店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の送付を受けたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書台帳に登録するとともに、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しなければならない。この場合において、署長は、第3項の規定に準じて店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（届出確認書不交付通知書の交付）

第42条 生活安全企画課長は、第41条第4項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定がなかつたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書に当該決定がなかつたことを記載し、規則第44条第2項の規定による届出確認書不交付通知書（規則別記様式第22号）を作成して、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の届出確認書不交付通知書及び店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の送付を受けたときは、速やかに、届出者に届出確認書を交付しないことを通知し、第3条第8項の規定に準じて届出確認書不交付通知書を交付しなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書）

第43条 署長は、法第27条第2項の規定による廃止届出書（規則別記様式第18号）の提出を受け

たときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業の変更届出書)

第44条 署長は、法第27条第2項の規定による変更届出書(規則別記様式第19号)の提出を受けたときは、届出書及び府令第9条第3号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付申請)

第45条 署長は、規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書(規則別記様式第23号)の提出を受けたときは、届出確認書再交付申請書に再交付年月日を記載し、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(標章除去申請書)

第46条 署長は、法第31条第2項及び第3項(法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに法第31条の16第2項及び第3項に規定する標章除去申請書(規則別記様式第24号)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 法第31条第2項(法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。)及び法第31条の16第2項に規定する申請については、申請書及び規則第50条第2項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 法第31条第3項(法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。)及び法第31条の16第3項に規定する申請については、申請書及び規則第51条第2項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の調査の結果、除去する必要があると認めるときは、標章を取り除かなければならない。

(受付所営業に係る無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書)

第47条 署長は、受付所営業に係る法第31条の2第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書(規則別記様式第25号)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 届出書及び府令第12条第1号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 届出書に係る受付所は、法第28条第1項又は第2項に規定する営業禁止区域に所在していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、生活安全企画課長に届出確認書を交付することを連絡し、届出確認書交付番号の通知を受け、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書に当該通知を受けた年月日及び届出確認書交付番号を記載し、無



3 署長は、前項の処理をしたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書)

第50条 署長は、法第31条の2第2項の規定による廃止届出書(規則別記様式第26号)の提出を受けたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(受付所の新設に係る無店舗型性風俗特殊営業の変更届出書)

第51条 署長は、法第31条の2第2項の規定による受付所の新設に係る変更届出書(規則別記様式第27号)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 届出書及び府令第12条第3号に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 届出書に係る受付所は、法第28条第1項又は第2項に規定する営業禁止区域に所在していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 署長は、第1項の調査の結果、届出確認書を交付することについて疑義がある場合又は不交付とすべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不交付とすべき理由を届出進達書に記載し、届出進達書に変更届出書を添付して、本部長に進達しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定があつたときは、新たに無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、変更届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

6 署長は、前項の無店舗型性風俗特殊営業届出確認書及び変更届出書の送付を受けたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、第3条第8項の規定に準じて無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しなければならない。

(届出確認書不交付通知書の交付)

第52条 生活安全企画課長は、第51条第4項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定がなかつたときは、変更届出書に当該決定がなかつたことを記載し、規則第55条第2項において準用する規則第44条第2項の規定による届出確認書不交付通知書を作成して、変更届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の届出確認書不交付通知書及び変更届出書の送付を受けたときは、速やかに、届出者に届出確認書を交付しないことを通知し、第3条第8項の規定に準じて届出確認書不交付通知書を交付しなければならない。

(受付所の新設以外に係る無店舗型性風俗特殊営業の変更届出書)

第53条 署長は、法第31条の2第2項の規定による変更届出書(第51条に規定する受付所の新設に係る変更を除く。)の提出を受けたときは、届出書及び府令第12条第3号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備している

と認めるときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

2 署長は、前項の提出を受けた変更届出書のうち、変更の内容が、他の公安委員会の管轄区域からの事務所の変更の場合においては、生活安全企画課長を経由し、変更前の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、法第31条の2第1項に規定する事項を確認の上、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳に登録するとともに、新たに無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しなければならない。

3 署長は、第1項又は前項の処理をしたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付申請)

第54条 署長は、規則第55条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書の提出を受けたときは、届出確認書再交付申請書に再交付年月日を記載し、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書)

第55条 署長は、法第31条の7第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書(規則別記様式第31号)の提出を受けたときは、届出書及び府令第13条第1号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査しなければならない。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、生活安全企画課長に届出確認書を交付することを連絡し、届出確認書交付番号の通知を受け、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書に当該通知を受けた年月日及び届出確認書交付番号を記載し、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳(別記様式第28)に登録するとともに、規則第61条第1項の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書(規則別記様式第33号)を作成して、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて映像送信型性風俗特殊営業届出確認書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止届出書)

第56条 署長は、法第31条の7第2項において準用する法第31条の2第2項の規定による廃止届出書の提出を受けたときは、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の変更届出書)

第57条 署長は、法第31条の7第2項において準用する法第31条の2第2項の規定による変更届出書の提出を受けたときは、届出書及び府令第13条第3号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、

映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに映像送信型性風俗特殊営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

2 署長は、前項の提出を受けた変更届出書のうち、変更の内容が他の公安委員会の管轄区域からの事務所の変更の場合においては、生活安全企画課長を経由し、変更前の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、法第31条の7第1項に規定する事項を確認の上、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳に登録するとともに、新たに映像送信型性風俗特殊営業営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

3 署長は、第1項又は前項の処理をしたときは、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付申請)

第58条 署長は、規則第61条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書の提出を受けたときは、届出確認書再交付申請書に再交付年月日を記載し、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに映像送信型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書)

第59条 署長は、法第31条の12第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書(規則別記様式第34号)の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 届出書及び府令第14条において準用する府令第9条第1項に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。

(2) 届出書に係る営業所は、法第28条第1項又は第2項に規定する営業禁止区域に所在していないか。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、生活安全企画課長に届出確認書を交付することを連絡し、届出確認書交付番号の通知を受け、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書に当該通知を受けた年月日及び届出確認書交付番号を記載し、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳(別記様式第29)に登録するとともに、規則第66条第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書(規則別記様式第36号)を作成して、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

4 署長は、第1項の調査の結果、届出確認書を交付することについて疑義がある場合又は不交付とすべき理由があると認める場合は、調査結果及び意見又は不交付とすべき理由を届出進達書に記載し、届出進達書に店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を添付して、本部長に進達しなければならない。

5 生活安全企画課長は、前項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定があつたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書に当該決定の年月日及び届出確認書交付番号を記載し、店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成して、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

6 署長は、前項の店舗型電話異性紹介営業届出確認書及び店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の送付を受けたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳に登録するとともに、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付しなければならない。この場合において、署長は、第3項の規定に準じて店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

(届出確認書不交付通知書の交付)

第60条 生活安全企画課長は、第59条第4項の進達を受けた届出について、届出確認書を交付する旨の決定がなかつたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書に当該決定がなかつたことを記載し、規則第66条第2項において準用する規則第44条第2項の規定による届出確認書不交付通知書を作成して、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書とともに進達した署長に送付しなければならない。

2 署長は、前項の届出確認書不交付通知書及び店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の送付を受けたときは、速やかに、届出者に届出確認書を交付しないことを通知し、第3条第8項の規定に準じて届出確認書不交付通知書を交付しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書)

第61条 署長は、法第31条の12第2項において準用する法第27条第2項の規定による廃止届出書の提出を受けたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業の変更届出書)

第62条 署長は、法第31条の12第2項において準用する法第27条第2項の規定による変更届出書の提出を受けたときは、変更届出書及び府令第14条において準用する府令第9条第3号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付申請)

第63条 署長は、規則第66条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書の提出を受けたときは、届出確認書再交付申請書に再交付年月日を記載し、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書)

第64条 署長は、法第31条の17第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書(規則別記様式第37号)の提出を受けたときは、届出書及び府令第16条において準用する府令第13条第1号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し

なければならない。

2 署長は、前項の調査の結果、届出確認書を交付しても支障ないと認めるときは、生活安全企画課長に届出確認書を交付することを連絡し、届出確認書交付番号の通知を受け、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書に当該通知を受けた年月日及び届出確認書交付番号を記載し、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳（別記様式第30）に登録するとともに、規則第72条第1項の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（規則別記様式第39号）を作成して、速やかに、届出者に届出確認書を交付することを通知し、第3条第8項の規定に準じて無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付しなければならない。

3 署長は、前項の処理をしたときは、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（無店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書）

第65条 署長は、法第31条の17第2項において準用する法第31条の2第2項の規定による廃止届出書の提出を受けたときは、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、無店舗型電話異性紹介営業営業開始台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（無店舗型電話異性紹介営業の変更届出書）

第66条 署長は、法第31条の17第2項において準用する法第31条の2第2項の規定による変更届出書の提出を受けたときは、届出書及び府令第16条において準用する府令第13条第3号に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

2 署長は、前項の提出を受けた変更届出書のうち、変更の内容が他の公安委員会の管轄区域からの事務所の変更の場合においては、生活安全企画課長を経由し、変更前の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、法第31条の17第1項に規定する事項を確認の上、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳に登録するとともに、新たに無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成して、第3条第8項の規定に準じて交付しなければならない。

3 署長は、第1項又は前項の処理をしたときは、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付申請）

第67条 署長は、規則第72条第2項において準用する規則第45条の規定による届出確認書再交付申請書の提出を受けたときは、届出確認書再交付申請書に再交付年月日を記載し、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳を整理するとともに、新たに無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成し、第3条第8項の規定に準じて申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の処理をしたときは、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳の写しを作成して生活安全企画課長に送付しなければならない。

第12章 特定遊興飲食店営業の許可等

（準用）

第68条 第3章から第8章まで（第4条、第17条及び第23条を除く。）の規定は、特定遊興飲食店営業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条 第1項	法第5条第1項	法第31条の23において準用する法第5条第1項
	規則別記様式第1号	規則別記様式第40号
第3条 第1項 第1号	府令第1条	府令第17条において準用する府令第1条
第3条 第1項 第2号	法第4条	法第31条の23において準用する法第4条（第4項を除く。）
第3条 第1項 第3号	法第11条	法第31条の23において準用する法第11条
第3条 第1項 第4号	法第12条から第20条第1項	法第31条の23において準用する法第12条、第13条（第1項を除く。）、第14条、第15条、第18条及び第18条の2
第3条 第2項	風俗営業許可台帳（別記様式第6。以下この章から第9章まで	特定遊興飲食店営業許可台帳（別記様式第31。以下第68条において準用するこの条及び第4条から第26条まで（第4条、第17条及び第23条を除く。）
	法第5条第2項	法第31条の23において準用する法第5条第2項
	規則別記様式第3号	規則別記様式第42号
	この章から第7章まで	第68条において準用するこの条、第5条、第7条、第10条、第11条及び第20条
第3条 第3項	法第24条第2項各号	法第31条の23において準用する法第24条第2項各号
	規則第10条第3項に規定する風俗営業管理者証（規則別記様式第4号。以下この章及び第7章	規則第78条第2項において準用する規則第10条第3項に規定する特定遊興飲食店営業管理者証（規則別記様式第43号。以下第68条において準用するこの条及び第19条

第3条 第5項	風俗営業許可（承認）申請進達書（別記様式第7。以下この章から第7章まで及び第9章	特定遊興飲食店営業許可（承認）申請進達書（別記様式第32。以下第68条において準用するこの条、第8条、第12条、第14条及び第16条
第6条 第1項	規則第11条	規則第79条において準用する規則第11条
	風俗営業不許可（不承認）通知書（別記様式第11）	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書（別記様式第33）
第6条 第2項	風俗営業不許可（不承認）通知書	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書
第7条 第1項	法第5条第4項	法第31条の23において準用する法第5条第4項
第8条 第1項	法第7条第1項	法第31条の23において準用する法第7条第1項
第8条 第1項 第1号	規則第13条第2項	規則第81条において準用する規則第13条第2項
第8条 第1項 第2号	法第4条第1項	法第31条の23において準用する法第4条第1項
第8条 第2項	規則第16条第1項	規則第84条において準用する規則第16条第1項
	風俗営業承認通知書（別記様式第12）	特定遊興飲食店営業承認通知書（別記様式第34）
第8条 第5項 及び第 6項	風俗営業承認通知書	特定遊興飲食店営業承認通知書
第9条 第1項	規則第16条第2項	規則第84条において準用する規則第16条第2項

第9条 第1項 及び第 2項	風俗営業不許可（不承認）通知書	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書
第10条 第1項	法第7条第5項（法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）	法第31条の23において準用する法第7条第5項（法第31条の23において準用する法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）
第11条 第1項	法第7条第6項	法31条の23において準用する法第7条第6項
第12条 第1項	法第7条の2第1項	法第31条の23において準用する法第7条の2第1項
第12条 第1項 第1号	規則第14条第3項	規則第82条において準用する規則第14条第3項
第12条 第1項 第2号	法第4条第1項	法第31条の23において準用する法第4条第1項
第12条 第2項	規則第16条第1項	規則第84条において準用する規則第16条第1項
第12条 第2項 、第5 項及び 第6項	風俗営業承認通知書	特定遊興飲食店営業承認通知書
第13条 第1項	規則第16条第2項	規則第84条において準用する規則第16条第2項
第13条 第1項 及び第 2項	風俗営業不許可（不承認）通知書	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書

第14条 第1項	法第7条の3第1項	法第31条の23において準用する法第7条の3第1項
第14条 第1項 第1号	規則第15条第3項	規則第83条において準用する規則第15条第3項
第14条 第1項 第2号	法第4条第1項	法第31条の23において準用する法第4条第1項
第14条 第2項	規則第16条第1項	規則第84条において準用する規則第16条第1項
第14条 第2項 、第5 項及び 第6項	風俗営業承認通知書	特定遊興飲食店営業承認通知書
第15条 第1項	規則第16条第2項	規則第84条において準用する規則第16条第2項
第15条 第1項 及び第 2項	風俗営業不許可（不承認）通知書	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書
第16条 第1項	法第9条第1項	法第31条の23において準用する法第9条第1項
第16条 第1項 第1号	規則第19条第2項	規則第87条第2項
第16条 第1項 第2号	法第4条第2項第1号	法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号

第16条 第2項	規則第22条において準用する 規則第16条第1項	規則第90条において準用する規則第16条第1項
第16条 第2項、 第5項 及び 第6項	風俗営業承認通知書	特定遊興飲食店営業承認通知書
第18条 第1項	規則第22条において準用する 規則第16条第2項	規則第84条において準用する規則第16条第2項
第18条 第1項 及び第 2項	風俗営業不許可（不承認）通 知書	特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書
第19条 第1項	法第9条第3項第1号及び第 2号（法第20条第10項において 準用する場合を含む。）	法第31条の23において準用する法第9条第3項第1 号及び第2号
	法第5条第1項第2号	法第31条の23において準用する法第5条第1項第2 号
	法第24条第2項各号	法第31条の23において準用する法第24条第2項各号
第20条 第1項	法第9条第4項	法第31条の23において準用する法第9条第4項
第21条	法第10条第1項及び第3項並 びに第10条の2第7項及び第 9項	法第31条の23において準用する法第10条第1項及び 第3項並びに第10条の2第7項及び第9項
第22条 第1項	法第10条の2第2項	法第31条の23において準用する法第10条の2第2項
	規則別記様式第13号	規則別記様式第44号
第22条 第1項 第1号	府令第5条	府令第21条において準用する府令第5条

第22条 第1項 第2号	法第10条の2第1項	法第31条の23において準用する法第10条の2第1項
第22条 第2項	法第10条の2第3項	法第31条の23において準用する法第10条の2第3項
	規則別記様式第14号。以下この章	規則別記様式第45号。以下第68条において準用するこの条及び第25条
第22条 第4項	特例風俗営業者認定申請進達書（別記様式第14。以下この章	特例特定遊興飲食店営業者認定申請進達書（別記様式第35。以下第68条において準用するこの条
第24条 第1項	規則第26条第3項において準用する規則第11条	規則第94条第3項において準用する規則第11条
	特例風俗営業者不認定通知書（別記様式第15）	特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書（別記様式第36）
第24条 第2項	特例風俗営業者不認定通知書	特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書
第25条 第1項	法第10条の2第5項	法第31条の23において準用する法第10条の2第5項
第26条 第2項	特例風俗営業者認定取消通知書（別記様式第16）	特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書（別記様式第37）
第26条 第3項	特例風俗営業者認定取消通知書	特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書

### 第13章 深夜における酒類提供飲食店営業の届出

（深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書）

第69条 署長は、法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

（規則別記様式第47号）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 届出書及び法第33条第3項に規定する書類は、所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないか。
- (2) 法第33条第4項に規定する事項に該当していないか。

2 署長は、所定の要件を具備していると認めるときは、深夜における酒類提供飲食店営業営業

開始届出台帳（別記様式第38）に登録しなければならない。

- 署長は、前項の処理をしたときは、深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の廃止届出書又は変更届出書）

第70条 署長は、法第33条第2項の規定による廃止届出書（規則別記様式第18号）又は変更届出書（規則別記様式第19号）の提出を受けたときは、届出書及び府令第24条第2項に規定する書類は所定の事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の要件を具備していると認めるときは、深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出台帳を整理しなければならない。

- 署長は、前項の処理をしたときは、深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

#### 第14章 同時申請等の処理

（同時申請の処理）

第71条 署長は、次に掲げる申請書の提出を受けた場合において、当該申請が規則第1条第2項又は遊技機規則第1条第2項の規定による2以上の営業所についての同時申請であるときは、第3条、第8条、第12条、第14条若しくは第22条（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により受理するとともに、同時申請に係る営業所の所在地を管轄する署長に受理した申請書を送付しなければならない。

(1) 法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書

(2) 法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請書

(3) 法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による合併承認申請書

(4) 法第7条の3第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による分割承認申請書

(5) 法第10条の2第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定申請書

(6) 法第20条第2項の規定による認定申請書

- 署長は、前項の規定により申請書の送付を受けたときは、第3条第2項、第8条第2項、第12条第2項又は第14条第2項（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）の規定によるものを除き、第3条第5項、第8条第4項、第12条第4項、第14条第4項若しくは第22条第4項（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）又は第27条第3項の規定に準じて本部長に進達しなければならない。

（同時届出・返納の処理）

第72条 署長は、次に掲げる許可証返納書、営業開始届出書、廃止届出書、変更届出書及び返納理由書（以下この条において「届出書等」という。）を受けた場合において、届出書等が規則第1条第2項、第18条（規則第86条において準用する場合を含む。）又は第23条（規則第94条第3項において準用する場合を含む。）の規定による2以上の営業所についての同時届出等であるときは、第11条、第19条若しくは第21条（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）、第43条、第44条、第55条から第57条まで、第61条、第62条又は第70条の規定により

受理をするとともに、それぞれ届出等に係る営業所の所在地を管轄する署長に受理した届出書等を送付しなければならない。

- (1) 法第7条第6項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証返納書
- (2) 法第9条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更届出書（法第5条第1項第1号（氏名又は名称を除く。）又は第6号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
- (3) 法第10条第1項、第3項、第10条の2第7項又は第9項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納理由書
- (4) 法第27条第2項の規定による廃止届出書又は変更届出書（法第27条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）
- (5) 法第31条の7第1項又は第2項において準用する法第31条の2第2項の規定による営業開始届出書又は廃止届出書若しくは変更届出書
- (6) 法第31条の12第2項において準用する法第27条第2項の規定による廃止届出書又は変更届出書
- (7) 法第33条第2項の規定による廃止届出書又は変更届出書（法第33条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

- 2 署長は、前項の規定による同時届出等に係る書類の送付を受けたときは、第11条、第19条若しくは第21条（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）、第43条、第44条、第55条から第57条まで、第61条、第62条又は第70条の規定に準じて生活安全企画課長に送付しなければならない。

#### 第15章 風俗営業者等に対する報告の要求及び立入り

（報告又は資料の提出）

第73条 生活安全企画課長又は署長は、法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、資料等提出要求書（別記様式第39）により行わなければならない。

（立入りをを行う者の指定）

第74条 生活安全部各課長又は署長は、所属警察職員の中からそれぞれ次の区分により、法第37条第2項の規定による立入りをを行う者を指定しておかななければならない。

- (1) 生活安全部各課の所属警察職員のうち、風俗営業等に関する事務及び法の指導取締りに従事する警察職員
- (2) 警察署の生活安全課の警察職員のうち、風俗営業等に関する事務及び法の指導取締りに従事する警察職員
- (3) 警察署の生活安全課以外の課の警察職員のうち、巡査部長以上の階級にある警察官

- 2 法第37条第3項の規定による立入りをを行う警察職員の子分証明証（規則別記様式第49号）の交付、返納及び携帯については、本部長が定めるものとする。

（立入りの実施）

第75条 立入りは、法の施行のために必要があると認められる場合に実施するものとする。

- 2 警察職員は、立入りを実施したときは、速やかに、その結果を風俗営業所等に対する立入実施結果報告書（別記様式第40）により所属長に報告しなければならない。

#### 第16章 行政処分等

(行政処分の上申)

第76条 生活安全企画課長は、次に掲げる処分を必要と認めるときは、別に定めるところにより、本部長に上申しなければならない。

- (1) 法第31条の6第2項第1号の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する指示
- (2) 法第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する営業の停止
- (3) 法第31条の6第2項第3号の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する営業の廃止
- (4) 法第31条の11第2項第1号の規定による映像送信型性風俗特殊業者に対する指示
- (5) 法第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊業者に対する命令
- (6) 法第31条の21第2項第1号の規定による無店舗型電話異性紹介業者に対する指示
- (7) 法第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介業者に対する営業の停止
- (8) 法第35条の4第4項第1号の規定による接客業務受託業者に対する指示
- (9) 法第35条の4第4項第2号の規定による接客業務受託業者に対する営業の停止
- (10) 法第39条の規定による都道府県風俗環境浄化協会に対する命令
- (11) 法第39条の規定による都道府県風俗環境浄化協会に対する指定の取消し

2 署長は、次に掲げる処分を必要と認めるときは、別に定めるところにより、本部長に上申しなければならない。

- (1) 法第8条の規定による風俗営業の許可の取消し
- (2) 法第10条の2第6項の規定による特例風俗業者の認定の取消し
- (3) 法第25条の規定による風俗業者に対する指示
- (4) 法第26条第1項の規定による風俗業者に対する許可の取消し又は営業の停止
- (5) 法第26条第2項の規定による風俗営業を営む者に対する飲食店営業の停止
- (6) 法第29条の規定による店舗型性風俗特殊業者に対する指示
- (7) 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊業者に対する営業の停止
- (8) 法第30条第2項の規定による店舗型性風俗特殊業者に対する営業の廃止
- (9) 法第30条第3項の規定による浴場業業者、興行場業者又は旅館業者に対する営業の停止
- (10) 法第31条の4第1項の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する指示
- (11) 法第31条の5第1項の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する営業の停止
- (12) 法第31条の5第2項の規定による無店舗型性風俗特殊業者に対する営業の廃止
- (13) 法第31条の9第1項の規定による映像送信型性風俗特殊業者に対する指示
- (14) 法第31条の10の規定による映像送信型性風俗特殊業者に対する命令
- (15) 法第31条の14の規定による店舗型電話異性紹介業者に対する指示
- (16) 法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介業者に対する営業の停止
- (17) 法第31条の15第2項の規定による店舗型電話異性紹介業者に対する営業の廃止
- (18) 法第31条の19第1項の規定による無店舗型電話異性紹介業者に対する指示
- (19) 法第31条の20の規定による無店舗型電話異性紹介業者に対する営業の停止
- (20) 法第31条の23において準用する法第8条の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し
- (21) 法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定による特例特定遊興飲食店業者の認定の取消し

- (22) 法第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業者に対する指示
- (23) 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業の停止
- (24) 法第31条の25第2項の規定による特定遊興飲食店営業を営む者に対する飲食店営業の停止
- (25) 法第34条第1項の規定による飲食店営業者に対する指示
- (26) 法第34条第2項の規定による飲食店営業者に対する営業の停止
- (27) 法第35条の規定による興行場営業者に対する営業の停止
- (28) 法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業者に対する営業の停止
- (29) 法第35条の4第1項の規定による接客業務受託営業者に対する指示
- (30) 法第35条の4第2項の規定による接客業務受託営業者に対する営業の停止  
(処分移送通知の送付)

第77条 生活安全企画課長は、前条第2項の規定による行政処分上申書のうち、同項第10号から第14号まで、第18号、第19号、第29号及び第30号に掲げる行政処分の上申の場合において、被処分者が事務所の所在地を他の公安委員会の管轄する区域内に変更していたときは、当該行政処分に係る弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に処分移送通知書（規則別記様式第30号）を送付しなければならない。

(処分通知)

第78条 生活安全企画課長は、第76条第1項第2号、第3号、第7号及び第9号並びに第2項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号から第9号まで、第11号、第12号、第16号、第17号、第19号から第21号まで、第23号、第24号及び第26号に掲げる処分の決定があつたときは、風俗営業許可台帳、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出帳、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出帳、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出帳、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出帳、無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出帳、特定遊興飲食店営業許可台帳又は深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出帳（以下「許可台帳等」という。）に処分内容を朱書するとともに、処分決定通知書（別記様式第41）を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定による営業廃止の決定があつたときは、店舗型性風俗特殊営業営業開始届出帳、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出帳又は店舗型電話異性紹介営業営業開始届出帳に処分内容を朱書するとともに、営業廃止命令書（別記様式第42）を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

3 生活安全企画課長は、法第35条の規定による興行場営業者に対する営業の停止、法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業者に対する営業の停止又は法第35条の4第2項の規定による接客業務受託営業者に対する営業の停止の決定があつたときは、処分決定通知書を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付するものとする。

4 生活安全企画課長は、第76条第1項第1号、第4号、第6号及び第8号並びに第2項第3号、第6号、第10号、第13号、第15号、第18号、第22号、第25号及び第29号に掲げる指示の決定をしたときは、許可台帳等に指示の内容を朱書するとともに、風俗営業者等に対する指示手続に関する訓令（昭和60年京都府公安委員会訓令第7号）に規定する指示書を作成し、被処分者

の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

5 生活安全企画課長は、法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊営業者に対する命令の決定をしたときは、映像送信型性風俗特殊営業開始届出台帳に命令の内容を朱書するとともに、措置命令書（別記様式第43）を作成し、被処分者の事務所を管轄する署長に送付しなければならない。

6 生活安全企画課長は、法第39条の規定による指定の取消しの決定があつたときは、指定取消通知書（別記様式第44）を作成し、速やかに、被処分者に指定の取消しがあつたことを通知して、指定取消通知書を交付するとともに、被処分者から受領書を徴しなければならない。

（処分決定通知書等の交付）

第79条 署長は、前条第1項若しくは第3項の規定による処分決定通知書、同条第2項の規定による営業廃止命令書、同条第4項の規定による指示書又は同条第5項の規定による措置命令書の送付を受けたときは、許可台帳等に処分内容等を朱書するとともに、速やかに、被処分者に行政処分の決定があつたことを通知して、処分決定通知書、営業廃止命令書、指示書又は措置命令書を交付しなければならない。この場合において、署長は、被処分者から受領書を徴し、受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

（自動公衆送信装置設置者に対する勧告）

第80条 生活安全企画課長は、法第31条の9第2項の規定による勧告を必要とするときは、勧告を行おうとする自動公衆送信装置設置者の事務所が、他の公安委員会の管轄区域内に変更されていた場合を除き、警察庁保安課長へ事前連絡をし、総務大臣と勧告に関する協議書（別記様式第45）により協議を行わなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の規定による勧告をするときは、規則第112条第2項の規定による勧告（別記様式第46）により行わなければならない。

3 生活安全企画課長は、自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地が、他の公安委員会の管轄区域内変更されていた場合であつて、勧告を必要と認めたときは、勧告事由該当事案通報書（別記様式第47）により、当該事務所を管轄する公安委員会に対し、通報しなければならない。

## 第17章 雑則

（照会）

第81条 署長は、第3条、第8条、第12条、第14条、第16条若しくは第22条（これらの規定を第68条において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第19条（第68条において準用する場合を含む。）、第47条若しくは第51条の規定による届出書を受理した場合には、必要とする事項を関係官公署に照会しなければならない。

（風俗営業許可申請等処理簿）

第82条 署長は、第3条、第4条、第8条、第12条、第14条、第16条、第17条、第22条若しくは第23条（第4条、第17条及び第23条を除き、第68条において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第41条、第47条、第51条、第59条若しくは第69条の規定による届出書を提出しようとする者等から事前相談等を受理したときは、許可証等を交付するまでの処理の経過その他必要事項を風俗営業許可申請等処理簿（別記様式第48。以下「処理簿」という。）に記載しなければならない。

2 署長は、前項に定めるもののほか、法令の規定に抵触するおそれがある等の特異な事前相談、申請又は届出を受理したときは、必要により、処理簿を作成しなければならない。

(手数料の徴収)

第83条 署長は、法第43条の規定による手数料を徴収するときは、京都府証紙条例（昭和39年京都府条例第41号）に規定するところにより、京都府収入証紙をもつて申請者に納付させなければならない。

(風俗営業者の団体等)

第84条 署長は、法第44条第1項に規定する届出書の提出を受けたときは、届出書が、府令第28条に規定する届出事項を具備し、その記載内容は事実と相違ないかを調査し、所定の事項を具備していると認めるときは、風俗営業者等団体台帳（別記様式第49）に登録するとともに、風俗営業者等団体台帳の写しを作成して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の登録がされた団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講じるように努めなければならない。

(報告)

第85条 署長は、月間に取り扱った申請及び届出の件数を取りまとめて、風俗営業等申請（届出）処理報告書（別記様式第50）により、翌月5日までに本部長に報告しなければならない。

(送致事件等の報告)

第86条 所属長は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反被疑事件を送致（送付を含む。）したときは、速やかに、その状況を風俗営業関係法令違反検挙報告書（別記様式第51）により本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項に定めるもののほか、風俗営業者、性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に係る各種法令違反を検挙したときは、前項の規定に準じて本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。







様式第3（第2条関係）

風俗営業等関係申請（届出）書受理番号簿

- 風俗営業関係
- （ ）性風俗関連特殊営業関係
- 特定遊興飲食店営業関係
- 深夜における酒類提供飲食店関係

受理番号	申請（届出） 受理年月日	風俗業者等の 氏名又は名称	申請（届出）書の受理内容	
			申請書関係	届出書関係



様式第5（第2条、第33条関係）

確 認 番 号 簿

受理 番号	受理年月日	遊 技 機 製 造 業 者		交付 番号	交付年月日	届 出 関 係		
						番 号	年月日	届出事項
第 号	年 月 日	製造業者名		第 号	年 月 日			
		所 在 地						
		法人代表者						
		製造設備所在地						
		検査設備所在地						
		連 絡 先						
第 号	年 月 日	製造業者名		第 号	年 月 日			
		所 在 地						
		法人代表者						
		製造設備所在地						
		検査設備所在地						
		連 絡 先						

風 俗 営 業 許 可 台 帳

（表）

		整 理 番 号			
営 業 の 種 別	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
		認 定 年 月 日	年 月 日	認 定 番 号	第 号
営 業 所 の 名 称					
営 業 所 の 所 在 地	〒 ( ) 電話 ( ) -				
営 業 者 〔 法人にあつては代表者 〕	本 (国) 籍				
	住 所	〒 ( ) 電話 ( ) -			
	(ふりがな) 氏 名	-----	生 年 月 日	年 月 日生	
法人の場合	名 称				
	事 務 所 の 所 在 地	〒 ( ) 電話 ( ) -			
管 理 者 〔 保佐人又は法定代理人があるときはその者 〕	本 (国) 籍				
	住 所	〒 ( ) 電話 ( ) -			
	(ふりがな) 氏 名	-----	生 年 月 日	年 月 日生	
許 可 以 前 の 前 科 及 び 行 政 処 分					
営 業 所 の 構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造			建物内の営業所の位置	
	客 室 数	室		営業所の床面積 m <sup>2</sup>	
	客 室 の 総 床 面 積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
遊 技 機 の 数	年 月 日 台	年 月 日 台	年 月 日 台		
	年 月 日 台	年 月 日 台	年 月 日 台		
	年 月 日 台	年 月 日 台	年 月 日 台		
従 業 者 の 数	男 名	女 名	計 名	収 容 人 員	名
許 可 の 件					

兼業併置 する場合はその 状 況										
営 業 に 関 す る 変 更 事 項	年	月	日	申請又は届出の別	事 項					
行政（指示） 又は司法の処分	年	月	日	内 容	処 分 結 果					
管 理 者 講 習 受 講 年 月 日	年	月	日	管 理 者 名	年	月	日	管 理 者 名		
飲 食 店 営 業 許 可 番 号 等										
用 途 地 域 等	地 域									
備 考										



	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td></tr> </table>			年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）	第 号 年 月 日 京都府 警察署長			
風俗営業許可（承認）申請進達書				
営業所の所在地 営業所の名称 氏名又は名称				
年 月 日生				
営業所の種別 法第2条第1項第 号の営業（ ）				
上記の者から、風俗営業許可（ 承認）申請があつたので審査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。				

	事 項	内 容
署 長 意 見	許可等に対する意見	
	許可 条件	付与する許可条件
	理 由	
	申請書記載事項と事実との関係	
	府令第1条に規定する書類の添付及び事実との関係	
	法第4条第1項に規定する人に関する許可の基準に関する事項	

許可 年 月 日 第 号
--------------

法第4条第2項第1号に規定する構造及び設備の基準に関する事項	
法第4条第2項第2号に規定する場所に関する許可の基準に関する事項	
法第11条に規定する名義貸しの禁止に関する事項	
法第12条から法第20条第1項までに規定する営業行為の基準に関する事項	
管理者の選任の有無及び法第24条第2項の人的基準に関する事項	
営業用家屋、施設及び土地使用等の権利に関する事項	
変更等の理由 (変更承認申請の場合)	
兼業の状況	
同時申請の有無	
組合加入状況	
参考事項	



京都府公安委員会達第 号

許可条件変更通知書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第3条第2項

の規定により

第31条の23において準用する同法第3条第2項

下記のとおり許可条件を変更する。

記

変更に係る営業所	名 称	
	所 在 地	
営 業 者 〔法人にあつては〕 代 表 者	氏 名	
	住 所	
	法人の名称	
変 更 の 理 由		
許 可 の 条 件		

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受 領 書

年 月 日付け 第 号の

を確かに受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

京都府公安委員会指令第 号

## 風俗営業不許可（不承認）通知書

営業所の所在地

住 所

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業（ ）につい

ては、下記の理由で許可（承認）できないから、風俗営業等の規制及び業務の  
適正化等に関する法律第5条第3項 風俗営業等の規制及び業務の  
適正化等に関する法律施行規則第16条第2項 風俗営業等の規制及び業務の  
第22条において準用する同規則第16条第2項  
の規定により通知する。

記

年 月 日

京都府公安委員会 印

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

風 俗 営 業 承 認 通 知 書

営業所の所在地

営業所の名称

氏名又は名称

年 月 日付け申請のあつた風俗営業の

について下記のとおり承認する。

記

承認事項

年 月 日

京都府公安委員会 印

様式第13（第11条、第68条関係）

		※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
<p>許 可 証 返 納 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第6項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可証を返納します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">返納者の氏名及び住所</p>					
（ふりがな） 氏 名	-----				
住 所	〒（ ） （ ） 局 番				
（ふりがな） 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒（ ） （ ） 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号			
（ふりがな） 被相続人の氏名	-----				
被相続人の住所					
被相続人との続柄		相続不承認年月日	年 月 日		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証を返納する場合のみ記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14（第22条、第23条関係）

<p>京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都府 警察署長</td> </tr> </table>			年 月 末日 廃棄	第 号	年 月 日	京都府 警察署長
年 月 末日 廃棄							
第 号							
年 月 日							
京都府 警察署長							
<p>特例風俗営業者認定申請進達書</p>							
<p>営業所の所在地</p>							
<p>営業所の名称</p>							
<p>氏名又は名称</p>							
<p>年 月 日生</p>							
<p>営業所の種別 法第2条第1項第 号の営業（ ）</p>							
<p>許可年月日 年 月 日、許可番号</p>							
<p>上記の者から、特例風俗営業者の認定申請があつたので審査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。</p>							
<p>事 項</p>	<p>内 容</p>						
<p>署 長 の 意 見</p>							
<p>申請書記載事項と事実との関係</p>							
<p>府令第5条に規定する書類の添付及び事実との関係</p>							
<p>法第4条第2項第1号に規定する構造及び設備の基準に関する事項</p>							
<p>法第10条の2第1項に規定する認定の基準に関する事項</p>							
<p>参 考 事 項</p>							



京都府公安委員会指令第 号

## 特例風俗営業者不認定通知書

営業所の所在地

住 所

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた特例風俗営業者の認定については、  
下記の理由で認定できないから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
第10条の2第4項の規定により通知する。

記

年 月 日

京都府公安委員会 印

### （教示）

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号

## 特例風俗営業者認定取消通知書

年 月 日

住所

殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、あなたの特例風俗営業者の認定を取消しすることを決定したので通知します。

なお、取消処分の効果の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

営業所の所在地	
営業の種別及び名称	
理由	

### （教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第17（第27条関係）

殿

第 号  
年 月 日

京都府公安委員会 印

認 定 申 請 補 正 要 求 書

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）  
第1条の2の規定により、下記のとおり補正を求めます。

記

認定申請者の氏名又は名称及び住所		
法人にあつては、その代表者の氏名		
営業所の名称及び所在地		
遊 技 機 の 概 要	遊 技 機 の 種 類	
	製 造 業 者 名	
	型 式 名	
	検 定 番 号	
	遊 技 機 試 験 の 有 無	
	台 数	
補 正 を 求 め る 理 由		
補 正 を 求 め る 内 容		
補 正 の 方 法		
補 正 の 期 限		

備考 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

<p>京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">末日</td> <td style="text-align: center;">廃棄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都府</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">警察署長</td> </tr> </table>			年	月	末日	廃棄	第			号	年	月	日		京都府	警察署長		
年	月	末日	廃棄																
第			号																
年	月	日																	
京都府	警察署長																		
<h3 style="margin: 0;">遊 技 機 認 定 申 請 進 達 書</h3>																			
<p>営業所の所在地</p>																			
<p>営業所の名称</p>																			
<p>氏名又は名称</p>																			
<p>上記の者から、みだしのことについて（                      遊技機）の認定申請があつた ので調査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。</p>																			
事 項	内 容																		
署 長 の 意 見																			
申請書記載事項と事実との関係																			
遊技機規則第1条第3項に規定する書類の添付及び事実との関係																			
同 時 申 請 の 有 無																			
参 考 事 項																			





殿

第 号  
年 月 日  
京都府公安委員会 印

弁 明 通 知 書

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 条 第 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	
予定される処分の内容	
根拠となる法令の条項	
処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
備考	

弁明の機会の付与に際しての留意事項は、次のとおりです。

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を、京都府公安委員会に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であつて、あなたが、病気その他のやむを得ない理由があるときには、京都府公安委員会に対し、書面により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

殿

第 号

年 月 日

京都府公安委員会 印

検 定 申 請 補 正 要 求 書

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）  
第7条の3の規定により、下記のとおり補正を求めます。

記

検定申請者の氏名又は名称及び住所		
法人にあつては、その代表者の氏名		
製造又は検査を行う事業所の所在地		
型式 の 概 要	遊 技 機 の 種 類	
	遊 技 機 の 区 分	
	型 式 名	
	製 造 業 者 名	
	型 式 試 験 番 号	
補 正 を 求 め る 理 由		
補 正 を 求 め る 内 容		
補 正 の 方 法		
補 正 の 期 限		

備考 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



京都府警察本部長 殿	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">生 企 第 号</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">生 活 安 全 企 画 課 長</td></tr> </table>			年 月 末日 廃棄	生 企 第 号	年 月 日	生 活 安 全 企 画 課 長
年 月 末日 廃棄							
生 企 第 号							
年 月 日							
生 活 安 全 企 画 課 長							

遊 技 機 検 定 申 請 進 達 書

氏名又は名称

遊技機の種類

遊技機

型 式 名		検 定 番 号	
-------------	--	------------------	--

上記の者から、みだしのことについて検定申請があつたので調査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。

事 項	内 容
生活安全企画課長の意見	
申請書記載事項と事実との関係	
遊技機規則第7条第2項に規定する書類の添付及び事実との関係	
参 考 事 項	





店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳

（表）

				整理番号			
営業の種別		名称		営業届出日 営業開始日	年	月	日
営業所の所在地	〒（ ）			電話（ ）－			
営業者 〔法人にあつては代表者〕	本(国)籍						
	住所	〒（ ）			電話（ ）－		
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	年	月	日	
法人の場合	名称						
	事務所の所在地	〒（ ）			電話（ ）－		
営業所における業務の実施を統括管理する者	本(国)籍						
	住所	〒（ ）			電話（ ）－		
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	年	月	日	
営業の方法							
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		建物内の営業所の位置				
	個室等の数		室	営業所の床面積	㎡		
	個室等の総床面積	㎡	各個室等の床面積		㎡	㎡	
					㎡	㎡	
地区等	① 禁止地区内 ② 禁止地区外（用途地域 地域）						

兼業併設 する場合はその 状況					
営業に 関する 変更事項	年	月	日	変更事項	
行政（指示） 又は司法の 処分	年	月	日	内 容	処 分 結 果
備 考					

<p>京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 20px;"> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都府 警察署長</td> </tr> </table>			年 月 末日 廃棄	第 号	年 月 日	京都府 警察署長
年 月 末日 廃棄							
第 号							
年 月 日							
京都府 警察署長							
<p>性風俗関連特殊営業届出進達書</p>							
<p>営業所（受付所）の所在地</p>							
<p>営業所（受付所）の名称</p>							
<p>氏 名 又 は 名 称</p>							
<p>年 月 日生</p>							
<p>営 業 の 種 別 法第2条第 項第 号の営業（ ）</p>							
<p>上記の者から、性風俗関連特殊営業の届出（ 届）があったので、審査した結果、次のとおりであるから、届出書を進達する。</p>							
事 項	内 容						
署 長 の 意 見							
届出書記載事項と事実との関係							
府令第9条、第12条又は第14条に規定する添付と事実との関係							
法第28条第1項又は第2項に規定する営業禁止区域等に関する事項							
参 考 事 項							

無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出台帳

（表）

		整理番号		
営業の種別			営業届出日	年 月 日
			営業開始日	年 月 日
(ふりがな) 広告又は 宣伝をする場合 に使用する呼称	-----			
事業所の 所在地	〒 ( )		電話 ( )	—
営 業 者 (法人にあ つては代 表者)	本(国)籍			
	住 所	〒 ( )		電話 ( ) —
	(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年 月 日
法人の場合	(ふりがな) 名 称	-----		
	事務所の 所在地	〒 ( )		電話 ( ) —
客の依頼を 受ける方法				
客の依頼を 受ける業務を 行う場所を 表示する事項				
受 付 所	所 在 地	〒 ( )		電話 ( ) —
	建 物 の 構 造		建物内の受付 所の位置	
待 機 所	所 在 地	〒 ( )		電話 ( ) —
	建 物 の 構 造		待機所として の専用状況	

(裏)

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	

  

行政（指示） 又は司法 の 処 分	年	月	日	内 容	処 分 結 果

  

備 考	

映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出台帳

（表）

		整理番号				
営業の種類別			営業届出日	年	月	日
		営業開始日		年	月	日
(ふりがな) 広告は又は 宣伝をする場合 に使用する呼称	-----					
事務所の 所在地	〒 ( )		電話 ( ) -			
営 業 者 〔 法人にあ つては代 表者 〕	本(国)籍					
	住 所	〒 ( )		電話 ( ) -		
	(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年	月	日生
法人の場合	(ふりがな) 名 称	-----				
	事務所の 所在地	〒 ( )		電話 ( ) -		
映像伝達用 設備を識別 するための 電話番号等						
自 動 公 衆 送 信 装 置 の 設 置 者	(ふりがな) 氏名又は 名 称	-----				
	住 所	〒 ( )		電話 ( ) -		
営 業 に 関 す る 変 更 事 項						

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	
行政（指示） 又は司法 の 処 分	年	月	日	内 容	処 分 結 果
備 考					

様式第29（第59条、第61条－第63条、第78条、第79条関係）

店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳（表）

		整理番号				
名 称			営業届出日	年	月 日	
営業所所在地	〒（ ）		営業開始日	年	月 日	
営 業 者 （法人にあつては代 表者）	本(国)籍					
	住 所	〒（ ）		電話（ ）	—	
	(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年	月 日	
法人の場合	名 称					
	事務所の所在地	〒（ ）		電話（ ）	—	
営業所における 業務の実施を統 括管理する者	本(国)籍					
	住 所	〒（ ）		電話（ ）	—	
	(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年	月 日	
営業所の構造及 び設備の概要	建物の構造			建物内の営業所の位置		
	個室等の数	室		営業所の床面積	m <sup>2</sup>	
	個室等の 総床面積	m <sup>2</sup>	各個室等の積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
規則で定める措置の具体的内容						
電気通信設備 の概要	設置場所の所在地					
	電気通信設備を識別するための番号					
	機器の構成及び処理能力					
兼業併置する場合はその状況						

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	
行政（指示） 又は司法処分	年	月	日	内 容	処 分 結 果
備 考					

様式第30（第64条—第67条、第78条、第79条関係）

無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出台帳 (表)

		整理番号				
営業の種別			営業届出日	年	月	日
			営業開始日	年	月	日
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称						
事務所の所在地	〒 ( )		電話 ( ) -			
営業者 〔法人にあつては代表者〕	本(国)籍					
	住所	〒 ( )		電話 ( ) -		
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	年	月	日
法人の場合	名称					
	事務所の所在地	〒 ( )		電話 ( ) -		
事務所における業務の実施を統括管理する者	本(国)籍					
	住所	〒 ( )		電話 ( ) -		
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	年	月	日
規則で定める措置の具体的内容 〔他人が付与した識別番号を利用の場合の当該付与者〕						
広告宣伝における18歳未満の者の利用禁止の表示方法						
役務提供の態様						
電気通信設備の概要	設置場所の所在地					
	電気通信設備を識別するための番号					
	機器の構成及び処理能力					

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	
行政（指示） 又は司法処分	年	月	日	内 容	処 分 結 果
備 考					

特定遊興飲食店営業許可台帳

（表）

		整理番号	
許可年月日・番号	年 月 日 第 号	認定年月日・番号	年 月 日 第 号
営業所の名称			
営業所の所在地	〒 ( ) 電話 ( ) -		
営業者 〔法人にあつては 代表者〕	本（国）籍		
	住所	〒 ( ) 電話 ( ) -	
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日 年 月 日生
法人の場合	名称		
	事務所の所在地	〒 ( ) 電話 ( ) -	
管理者 〔保佐人又は 法定代理人 があるときは その者〕	本（国）籍		
	住所	〒 ( ) 電話 ( ) -	
	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日 年 月 日生
許可以前の 前科及び 行政処分			
営業所の 構造及び 設備の 概要	建物の構造		建物内の営業所の位置
	客室数	室	営業所の床面積 m <sup>2</sup>
	客室の総床面積		m <sup>2</sup>
	各客室の床面積 （「客席以外の客室の部分において客に 遊興をさせるための客室」の床面積）	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
遊興の内容			
従業者の数	男 名 女 名 計 名	収容人員	名
許可の 条件			

兼業併置 する場合はその 状 況											
営 業 に 関 する 変 更 事 項	年	月	日	申請又は届出の別	事 項						
行政（指示） 又は司法の処分	年	月	日	内 容			処 分 結 果				
管 理 者 講 習 受 講 年 月 日	年	月	日	管 理 者 名			年	月	日	管 理 者 名	
飲 食 店 営 業 許 可 番 号 等											
用 途 地 域 等	地 域										
備 考											



<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="width: 100px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 100px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 100px; height: 20px; text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td></tr> </table>				年 月 末日 廃棄
年 月 末日 廃棄				
京都府警察本部長 殿 （生活安全企画課長）	第 号 年 月 日 京都府 警察署長			
特定遊興飲食店営業許可（承認）申請進達書				
営業所の所在地  営業所の名称  氏名又は名称				
年 月 日生				
上記の者から、特定遊興飲食店営業許可（承認）申請があつたので審査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。				
事 項	内 容			
署	許可等に対する意見			
長	付与する許可条件			
意	理 由			
見				
申請書記載事項と事実との関係				
府令第17条において準用する府令第1条に規定する書類の添付及び事実との関係				
法第31条の23において準用する法第4条第1項に規定する人に関する許可の基準に関する事項				
許可 年 月 日 第 号				

法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号に規定する構造及び設備の基準に関する事項	
法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号に規定する場所に関する許可の基準に関する事項	
法第31条の23において準用する法第11条に規定する名義貸しの禁止に関する事項	
法第31条の23において準用する法第12条、第13条（第1項を除く。）、第14条、第15条、第18条及び第18条の2に規定する営業行為の基準に関する事項	
管理者の選任の有無及び法第31条の23において準用する法第24条第2項の人的基準に関する事項	
営業用家屋、施設及び土地使用等の権利に関する事項	
変更等の理由 (変更承認申請の場合)	
兼業の状況	
同時申請の有無	
参考事項	

京都府公安委員会指令第 号

## 特定遊興飲食店営業不許可（不承認）通知書

営業所の所在地

住 所

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた特定遊興飲食店営業については、  
下記の理由で許可（承認）できないから、風俗営業等の規制及び業務の適正化  
等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第3項  
等に関する法律施行規則第84条において準用する同規則第16条第2項の規定に  
第90条において準用する同規則第16条第2項  
より通知する。

記

年 月 日

京都府公安委員会 印

- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会指令第 号

特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 承 認 通 知 書

営業所の所在地

営業所の名称

氏名又は名称

年 月 日付で申請のあつた特定遊興飲食店営業の  
について下記のとおり承認する。

記

承認事項

年 月 日

京都府公安委員会 印

<p>京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 末日 廃棄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">京都府 警察署長</td> </tr> </table>			年 月 末日 廃棄	第 号	年 月 日	京都府 警察署長
年 月 末日 廃棄							
第 号							
年 月 日							
京都府 警察署長							
<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請進達書</p>							
<p>営業所の所在地</p>							
<p>営業所の名称</p>							
<p>氏名又は名称</p>							
<p>年 月 日生</p>							
<p>許 可 年 月 日                      年           月           日、許可番号</p>							
<p>上記の者から、特例特定遊興飲食店営業者の認定申請があつたので審査した結果、次のとおりであるから、申請書を進達する。</p>							
事 項	内 容						
署 長 の 意 見							
申請書記載事項と事実との関係							
府令第21条において準用する府令第5条に規定する書類の添付及び事実との関係							
法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号に規定する構造及び設備の基準に関する事項							
法第31条の23において準用する法第10条の2第1項に規定する認定の基準に関する事項							
参 考 事 項							



京都府公安委員会指令第 号

## 特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書

営業所の所在地

住 所

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた特例特定遊興飲食店営業者の認定については、下記の理由で認定できないから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第4項の規定により通知する。

記

年 月 日

京都府公安委員会



- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号

特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書

年 月 日

住所

殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、あなたの特例特定遊興飲食店営業者の認定を取消しすることを決定したので通知します。

なお、取消処分の効果の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

営業所の所在地	
営業の種別及び名称	
理由	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出台帳 (表)

				整理番号		
営業の種別		名称				
			営業届出日	年	月	日
			営業開始日	年	月	日
営業所の所在地	〒 ( )					
			電話 ( ) -			
営業者 〔法人にあつては代表者〕	本籍					
	住所	〒 ( )				
				電話 ( ) -		
氏名	(ふりがな)	-----		生年月日	年	月 日生
法人の場合	名称					
	事務所の所在地	〒 ( )				
			電話 ( ) -			
管理者 〔保佐人又は法定代理人があるときはその者〕	本(国)籍					
	住所	〒 ( )				
				電話 ( ) -		
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造					
	建物内の営業所の位置					
	客室数		室	営業所の床面積		m <sup>2</sup>
	客室の総床面積		m <sup>2</sup>	各客室の床面積		m <sup>2</sup>
	その他					
営業の方法						
地区	① 禁止地区内                      ② 禁止地区外					

兼業併設 する場合は その状況				
営業に 関する 変更事項	年月日	事 項	年月日	事 項
司法又は 行政の 処分	年月日	内 容	年月日	内 容
飲食店の許 可年月日、 番号及び有 効期間				
備 考				

第 号  
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

資 料 等 提 出 要 求 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第1項の規定に  
基づき、次の事項について、 年 月 日までに資料の提出（報  
告）をするように要求します。

提出（報告）すべき事項



年 月 末日 廃棄

京都府 警察署長 殿

年 月 日  
課 係

官職 氏名 ④  
官職 氏名 ④

風俗営業所等に対する立入実施結果報告書

立 入 り 日 時	年 月 日 から 同年 月 日 まで 午 時 分から ( 分間) 午 時 分まで
実 施 対 象	業 態 別 <input type="checkbox"/> 風俗営業（第 号営業） <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業（第 号営業） <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業（受付所営業） <input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 午後10時以降に営む酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 深夜における飲食店営業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	所 在 地
	名 称（呼称）
	営 業 者
応 対 者 （営業者以外の場合）	役 職 氏 名
立 入 実 施 結 果	
措 置	
参 考 事 項	

京都府公安委員会達第 号

## 処 分 決 定 通 知 書

住所 年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、あなたの営業許可を

取 り 消 し

年 月 日から 年 月 日まで

日間停止することを決定したので通知します。

なお、取消処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からと  
します。

営業所の所在地	
営業の種別及び名称	
理 由	

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号

## 営業廃止命令書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、あなたの性風俗関連特殊営業に係る営業の廃止を命じます。  
なお、この処分の効力の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

営業所の所在地	
営業の種別及び名称	
理由	

### （教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

京都府公安委員会達第 号		
措 置 命 令 書		
年 月 日		
住所		
殿		
京都府公安委員会 印		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <sup>第31条の10</sup> 第31条の11第2項第2号の規定に		
より、下記事項について、 年 月 日までに措置してください。		
記		
命 令 に 係 る 営 業	ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法人にあつては 代表者の氏名	
	広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称	
	事務所の所在地	
措 置 の 内 容		
理 由		
1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日を翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。		
2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日を翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		



京都府公安委員会達第 号

## 指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

次の理由により、京都府風俗環境浄化協会の指定を取り消すことを決定したので通知します。

なお、取消処分の効果の発生は、本書到達の日の翌日からとします。

法人の名称、事務所の所在地及び代表者名	
理 由	

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 勧告に関する協議書

第 号  
年 月 日

総務大臣 殿

京都府公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項の規定により、別紙のとおり電気通信事業者たる自動公衆送信装置設置者に対し  
勧告をする予定であるので、同条第3項の規定により協議します。

別紙

勧告の対象となる自動 公衆送信装置設置者の 氏名又は名称	
勧告の対象となる自動 公衆送信装置設置者の 住所	
勧告をすべき理由	
勧告をすべき事項	
備 考	
取扱者の氏名及び電話 番号	

勸 告

第 号

年 月 日

殿

京都府公安委員会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項により、次のとおり勧告する。

1 勧告事項

2 勧告の理由

注 本件に関する問い合わせは、京都府警察本部生活安全企画課許可等事務審査室  
風俗営業係まで

電話（075）451-9111

様式第47（第80条関係）

<p>第 号 年 月 日</p> <p>警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">京都府警察本部長</p> <p>勧告事由該当事案通報書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項に規定する勧告事由に該当する事案について下記のとおり通報する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称	
自動公衆送信装置設置者の住所	
法第31条の8第5項の規定を遵守していないと認める理由	
その他参考となる事項	
添付書類の目録	
通報を受けた者	<p>上記のとおり通報を受けた</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察本部 課長</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>



様式第48（第82条関係）

署 長	副 署 長	課 長	係 長	申 請 等 の 種 類					
				<input type="checkbox"/> 事前相談 <input type="checkbox"/> 許可申請 <input type="checkbox"/> 開始届出 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 風俗営業（第 号） <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 深夜における酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 承認申請（ <input type="checkbox"/> 構造設備 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割）					
風 俗 営 業 許 可 申 請 等 処 理 簿									
申 請 者 ・ 相 談 者	住 所	(電話 )							
	職 業				既許可営業	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無			
	氏 名				生年月日				
関 係 者	住 所	(電話 )							
	職 業				申請(相談)者との関係				
	氏 名				生年月日				
営 業 ( 予 定 ) 場 所									
営 業 種 別					都市計画法用途地域				
相談受理年月日		年 月 日			受 理 者				
申 請 受 理	年 月 日	受 理 者		営 業 者		営 業 所 名 称 ( 呼 称 )			
構 造 設 備									
法令等抵触事項 その他問題点等									
進 達	年 月 日	許 可	年 月 日	許 可 証 交 付	年 月 日	通 知 書 交 付	年 月 日	許 可 台 帳 作 成	年 月 日

り ん 議	年 月 日	署 長 意 見				担 当 者	
	年 月 日	回 答 内 容 ・ 条 件 等				担 当 者	
人 的 申 請 者 準 調 査	氏 名						
		照 会 先		照 会 先		照 会 先	
		照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日
		回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日
	氏 名						
		照 会 先		照 会 先		照 会 先	
		照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日
		回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日
	氏 名						
		照 会 先		照 会 先		照 会 先	
		照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日
		回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日
	管 理 者	氏 名					
		照 会 先		照 会 先		照 会 先	
		照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日	照会年月日	年 月 日
		回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日	回答年月日	年 月 日
場 所 的 基 準 調 査	調 査 事 項				調 査 事 項		
	照 会 先				照 会 先		
	照会年月日	年 月 日			照会年月日	年 月 日	
	回答年月日	年 月 日			回答年月日	年 月 日	
現 場 調 査	年 月 日	調 査 者	立 会 人	関 係 者			
構 造 設 備 的 基 準 調 査	年 月 日	調 査 者	立 会 人	関 係 者			

	署 長 印	内 容	担 当 者
処 理 経 過 の 概 要 及 び 指 導 事 項			

風俗営業者等団体台帳

		整理番号	
団体の名称			
事務所の所在地		〒( )	電話( ) -
代表者	住所	〒( )	電話( ) -
	氏名	年 月 日生	
目的			
事業			
成立の日		年 月 日	
団体を組織する者 個人の場合は 住所及び氏名 団体の場合は 団体の名称及び 事業所所在地 並びに代表者 の氏名及び住所		別紙1のとおり	
法人の場合	設立の許可又は認可の年月日	年 月 日	
	役員住所及び氏名	別紙2のとおり	
届出年月日		年 月 日	
経由警察署		京都府 警察署	



別紙 1

団体を組織する者（団体の場合）

団体の名称		
事務所所在地		〒( ) 電話 ( ) -
代表者	(ふりがな) 氏名	年 月 日生
	住所	〒( ) 電話 ( ) -
団体の名称		
事務所所在地		〒( ) 電話 ( ) -
代表者	(ふりがな) 氏名	年 月 日生
	住所	〒( ) 電話 ( ) -
団体の名称		
事務所所在地		〒( ) 電話 ( ) -
代表者	(ふりがな) 氏名	年 月 日生
	住所	〒( ) 電話 ( ) -

別紙 2

役員住所・氏名

代 表 者 等	種 別	1 代 表 者      2 役 員      3 法定代理人
	住 所	〒(            )  電話 (        )      -
	(ふりがな) 氏 名	  年    月    日生
代 表 者 等	種 別	1 代 表 者      2 役 員      3 法定代理人
	住 所	〒(            )  電話 (        )      -
	(ふりがな) 氏 名	  年    月    日生
代 表 者 等	種 別	1 代 表 者      2 役 員      3 法定代理人
	住 所	〒(            )  電話 (        )      -
	(ふりがな) 氏 名	  年    月    日生
代 表 者 等	種 別	1 代 表 者      2 役 員      3 法定代理人
	住 所	〒(            )  電話 (        )      -
	(ふりがな) 氏 名	  年    月    日生
代 表 者 等	種 別	1 代 表 者      2 役 員      3 法定代理人
	住 所	〒(            )  電話 (        )      -
	(ふりがな) 氏 名	  年    月    日生

様式第50（第85条関係）

京都府警察本部長 殿  
（生活安全企画課長）

年	月	末日
第		号
年	月	日
京都府		警察署長

風俗営業等申請（届）処理報告書

月中における、風俗営業等の申請等について風俗営業等の事務取扱いに関する訓令（昭和60年京都府警察本部訓令第5号）に基づき処理した申請等の件数は、下記のとおりであったので報告する。

記

風俗営業	許可申請書	件	営業 営業 営業 営業	件 件 件 件
	返納理由書	件	営業 営業	件 件
	許可証返納書	件	営業	件
	相続承認申請書	件	合併承認申請書	件
	分割承認申請書	件	変更承認申請書	件
	許可証再交付申請書	件	許可証書換え申請書	件
	変更届出書	件		件
性風俗関連特殊営業	営業開始届出書	件	営業 営業 営業 営業	件 件 件 件
	廃止届出書	件	営業 営業	件 件
	届出確認書再交付申請書	件	変更届出書	件
特定遊興飲食店営業	許可申請書	件	返納理由書	件
	許可証返納書	件	相続承認申請書	件
	合併承認申請書	件	分割承認申請書	件
	変更承認申請書	件	許可証再交付申請書	件
	許可証書換え申請書	件	変更届出書	件
深夜酒類提供飲食店営業	営業開始届出書	件	廃止届出書	件
	変更届出書	件		件

注 営業の種別は、お茶屋営業、社交飲食店営業、パチンコ店営業、マーじゃん店営業、個室型ファッションヘルス営業、受付所営業、派遣型ファッションヘルス営業等と記載すること。

様式第51（第86条関係）

京都府警察本部長 殿  
（生活安全企画課長）  
（生活保安課長）

年 月 末日 廃棄 第 号 年 月 日 京都府 警察署長

### 風俗営業関係法令違反検挙報告書

下記のとおり風俗営業関係法令違反事件を検挙したので報告する。

#### 記

被疑者	本（国）籍	
	住 所	
	（ふりがな） 氏 名	 年 月 日生（ 歳）
	職 業	
	前科・前歴	
	行政処分歴	
検 挙 年 月 日		年 月 日
送 致 年 月 日		年 月 日（送致先 検察庁）
罪 名 ・ 罰 条		
強制・任意捜査の別		
事 案 の 概 要		
営業所又は事務所の 所 在 地		
営業所名称又は 営業を示す呼称		
営 業 の 種 別		
許可年月日・番号		年 月 日 第 号
認定年月日・番号		年 月 日 第 号
参 考 事 項		